

〈活動報告〉

大学における人権教育の課題

— 「貧困の連鎖を断つために一人権教育を通じて何ができるのか？」を振り返って —

阿部 潔

人権教育研究室の公開研究会として、2010年11月15日に関西学院大学図書館ホールにて「貧困の連鎖を断つために一人権教育を通じて何ができるのか？」を開催した。基調報告として「子どもの貧困と学校の役割—反貧困学習を通して」とのタイトルのもとで肥下彰男氏（大阪府立西成高等学校教諭）に講演をしていただき、肥下氏自身が取り組んでおられる高校生を対象とした反貧困学習の活動内容ならびにその成果や反響について話をうかがった。基調報告を受けて二人のコメンテーター（川村曉雄：関西学院大学人間福祉学部准教授、土田朋水：『ビッグイシュー』編集部）を交えてトークセッションをおこない、現代社会における若者をめぐる貧困の実態とそれに対する法的・制度的な対応の現状、ならびに貧困問題に取り組む上での課題について活発な議論の場を持った。本稿では「大学における人権教育の課題」という観点から、今回の公開研究会から得られたことを振り返りたい。

「反貧困学習」の取り組み

肥下氏の報告では、「豊かな社会」と形容される現代日本において「貧困」が広がりつつある厳しい現実が指摘された。とりわけ高校生という立場にあるものたちにとって、「貧困」は基本的人権と

して保障されるべき「学ぶ権利」を奪うだけでなく、その後の人生におけるさまざまな選択肢を著しく狭めてしまう。その結果、「貧困」が親から子へと連鎖するという状況が成立してしまっている。そうした現実状況の深刻さについて、肥下氏は自身が関わった事例を交えながら淡々と報告された。と同時に、教育者として目の前に広がる貧困状況を座視するのではなく、それを解決すべく西成高等学校教諭たちが取り組んでいる「反貧困学習」の内容と具体的な実践方法について、肥下氏は事例紹介を交えながら話された。私も含め当日の聴衆の多くは、高校生を取り巻く貧困の生々しい実状について詳しい話を聞くことは、はじめての経験だったのではないだろうか。

近年、グローバル化、格差社会、ネオリベリズムという言葉がメディアで取り沙汰される。それとの関連で「貧困」が社会問題として指摘される。だが、そのことに関する「認識」を少なからぬ人々が共有していたとしても、やはりどこかその問題は遠い世界の他人事のように受けとめられがちだ。今回の肥下氏の講演は、「現代の貧困」に関する私たちの漠然とした認識を大きく揺さぶるものであった。なぜなら、その言葉からは高校という教育の現場において「貧困」がきわめて日常的な状況であり、それへの対応が理念やお題目と

してではなく、教育関係者が取り組まねばならない喫緊の具体的課題として受けとめられていることが、まざまざと伝わってきたからである。

肥下氏は、西成地区における「貧困」の問題を単なる経済や就労の問題としてのみ捉えているのではない。そうではなく、部落差別、民族差別、寄せ場差別といったさまざまな差別の帰結として多様な貧困が集積・累積している場所が西成地区なのであり、その意味で現在の「貧困」はけっして個人の問題（自己責任）ではなく社会の問題にほかならない。そうした基本的な認識に基づき「反貧困学習」では7つの視点が中心に据えられていることを、肥下氏は『反貧困学習 格差の連鎖を断つために』（解放出版社、2009年）を引用しながら説明した。

ここで言われる7つの視点とは、(1) 自らの生活を「意識化」する、(2) 現代的な貧困を生み出している社会構造に気づく、(3) 「西成学習」を通して、差別と貧困との関係に気づく、(4) 現在ある社会保障制度についての理解を深める、(5) 非正規雇用労働者の権利に気づく、(6) 究極の貧困である野宿問題を通して生徒集団の育成をはかる、(7) 「新たな社会像」を描き、その社会を創造するための主体を形成する、である。この7つの視点に述べられた内容から明らかなように、西成高等学校での反貧困学習は社会構造のなかに個人を位置づけたうえで、「貧困」の要因と原因に生徒たちの関心を向けさせると同時に、「貧困」に立ち向かう上での具体的な方策について教育するものである。さらに、貧困状況が連鎖する現在の社会のあり方を根底から見つめ直し、そもそも貧困を生み出すことがない社会を構想することの必要性を指摘するとともに、その社会の担い手を作り上げることまでをも、ここでの「反貧困学習」は目指している。その意味で「反貧困学習」は、府立高等学校という教育の現場で実践される「学習」では

あるが、社会問題を構造的に捉えたうえで根本的な解決を模索するという点で「社会改革」と呼ぶのが適切と思えるほどにラディカルな内容を含んでいる。と同時に、「反貧困学習」がやはり高校における学習としての特性を色濃く有しているのは、それが生徒たちの抱える個別の問題に向かうことを通じて具体的な処方箋を提供することを、第一の目的に据えているからである。「貧困」を社会構造的な視点から捉え直すと同時に、それを生徒たちの日常における個別具体的な問題と結びつけて学ばせる。そこにこそ、教育実践であると同時に社会変革の試みでもある「反貧困学習」の独自性を見る思いがした。

こうした「反貧困学習」への取り組みの根底に「人権」に関する明確な意識と感覚があることは、改めて言うまでもないだろう。自分の親や家族が貧困状況に見舞われているために、若者たちが学びたくても勉学を続けることが出来ない。勉学を続けるべく学費や生活費を稼ぐために従事しているアルバイト先で、突然一方的に解雇されたり、給料が支払われない事態が頻繁に生じる。生徒たちが日常的に味わうこうした現実はその基本的な「人権」が侵害される状況にほかならない。そうした問題状況に対処するうえで、労働基準法など既存の法制度をどのように使うことができるのか。そうしたことを生徒たちは学んでいく。このように具体的な生活場面で直面する諸事例を取り上げながら「貧困」について学ぶ「反貧困学習」は、まさに「人権」を実践するための教育活動と言えるであろう。

「権利としての人権」の意義

肥下氏による「反貧困学習」の紹介と説明を受けて、コメンテーターの川村氏からは「人権は権利である」と捉えることの重要性が指摘された。これまでの歴史を通じて人々が「生きるうえで必

要である」と考えたからこそ「人権」は普遍的な価値とみなされ、権利として法制化されてきた。その点を振り返りつつ、現代日本における「貧困」問題に取り組むうえで、いかに「権利としての人権」という観点が必要かつ有効であるかが説明された。「権利」であればそれが侵害されたさいに個人は、その保障や救済を公的に申し立てることができる。そこにこそ、現実社会における差別や暴力に対抗していくうえでの「人権」概念の意義がある。「人権に基づく開発」を研究テーマとする川村氏の発言からは、ともすると日本社会のなかでタテマエとしてのお題目や道徳的な心構えとして語られがちな「人権」という言葉の本質が、実は法律・制度（レジーム）によって保障された「権利」であることが力強く伝わってくる。その意味で、肥下氏が紹介した「反貧困学習」を通じて生徒たちが自らの権利に自覚的になり、さらにそれを主体的に行使するようになる様子は、「権利としての人権」を実践的に教育する理想的な事例として理解できるだろう。

ホームレスの自立支援を目標に掲げる雑誌『ビッグイシュー』編集部に所属する土田氏からは、西成地区が「貧困の集積」であることは同時に、貧困状況に立ち向かう知恵や技術がそこから生まれてくることを意味する、との指摘がなされた。そのうえで、西成高等学校が取り組む「反貧困学習」を契機に、学校を単なる「建物」としてではなく「場」と捉える発想が広がる必要があることが述べられた。土田氏の提言を私なりに解釈すれば、単に生徒たちが決められた学習内容を受けるだけの建物＝教育制度として考えるのではなく、「貧困」に代表される現実社会の問題や課題への取り組みを通して、学校以外の関係者たちが積極的に関わり合う場所＝学びの実践として「学校」を位置づけることが重要である、との主張である。「場」となることで学校は「閉ざされた教育制度」

から「開かれた学びの実践」へと転じていくに違いない。『ビッグイシュー』という社会的起業の取り組みに従事する土田氏の発言からは、「貧困」という社会問題に取り組むうえで、教師・生徒・父母といった「当事者」たちが中心になりながらも、関係するより多くの人々や集団の連携のなかで活動を続けていくことの重要性が、自身の経験を交えるかたちで伝わってきた。

大学教育における「貧困」の遠さ

今回の公開研究会を通じて、現代日本における「貧困」問題がさまざまな差別を背景として若者＝高校生たちの身に降り掛かっている現実が明らかになった。貧困状況は彼ら／彼女らの現在と未来の可能性を著しく制限する。それは基本的な「人権」が脅かされる事態にほかならない。しかし同時に、そうした窮状のなかで「反貧困学習」を通じて当事者たる高校生たちは、自ら自身の人生を切り開くべく、さまざまなスキルを手に入れつつあることが肥下氏から紹介された。土田氏が指摘するように、貧困が集積された場である西成地区だからこそ、そこでの教育を通じて貧困や差別を問い直し、それが引き起こす不利な状況をなんとかかいくぐり、さらに貧困を生み出す今の社会自体を鋭く穿つ知恵と技法が、「貧困」の当事者たる高校生のなかから逞しく立ち現れてくるのだろう。一見すると絶望的なまでに厳しい経済・社会的な状況であるにもかかわらず、西成高等学校での「反貧困学習」を通じて社会のなかで自分が置かれた状況を的確に認識し、その厳しい状況下で生きていくうえで必要とされる戦略を手に入れる高校生たちの姿には、たくましさとしたかさが感じられる。

大学で学ぶ多くの若者たちにとって、肥下氏が紹介する西成高等学校に通う生徒たちの日常生活、家庭や親の状況、自身の将来に関する展望の厳し

さは、おそらくどことなく自分とは縁遠い他人事のように感じられてしまうことだろう。そうした学生たちの受けとめ方を責めることは、誰にもできないのかもしれない。なぜなら、貧困家庭にたまたま生まれた若者たちが、本人の意思とは関係なく勉学よりも就労を、それも非正規雇用という不安定な就労形態を強いられるのと同様に、たまたま豊かな中産階級の子どもの生まれたものたちは、貧困や格差を「自分ごと」として実感することができず、少しでも安定した将来を目指して大学での勉強と言う名のもとに正規雇用に向けた就職準備へと追い立てられる。しいて「二つの世界」に共通する点をあげるならば、どちらにおいても事態が望ましくない結果を迎えた際には、社会や制度の不備が問われるのではなく、個々人の能力や努力の足りなさを問題視する「自己責任」との言葉が声高に叫ばれることであろうか。

「ここ」と「あそこ」を繋ぐ「人権への感受力」

それならば、相対的な豊かさに守られた大学における「人権教育」と厳しい社会状況のまっただ中で取り組まれる「反貧困学習」とは、なにも関連を持つことはできないのだろうか。理念や思想を踏まえて「人権」の意義を唱える大学での教育と、事例に即した対処戦略を教える高校での取り組みとの距離を埋めることは不可能なのだろうか。

けっして、そんなことはない。川村氏が繰り返し指摘したように、人権が「権利」として法によって保障されるべきものであるならば、それは当然ながら「万人に平等に」付与されねばならない。豊かな生活が与えられている大学生が抱える傍目には「贅沢な悩み」であれ、厳しい貧困状況と隣り合わせの日常を生きる高校生に降り掛かる「のっぴきならぬ問題」であれ、それがともに個人の「人権」を侵害するものであるならば、どちらも重大な社会問題として受けとめられるべきである。

そのように「権利としての人権」が脅かされる事態が多様である点を知ることは、各人が自らに保障された「権利」の意義を自覚するうえで重要である。その意味で、たとえ自らとは縁遠く感じられてしまいがちな世界に関わる問題であっても、それを大学での人権教育において取り上げることは意義がある。なぜなら「権利としての人権」が現実社会においてどのように侵害されるかを知ることが、自らの権利保障への意識を高めるだろうから。

だが同時に、大学での人権教育を進めるうえで人権に対する「想像力」の涵養が欠かせない。自らが生きるうえで必要な権利として「人権」を尊重する立場を取るものはすべからず、ほかの誰であれそのものたちの人権が脅かされる事態に対して、怒りや憤りを「自らのことのように」抱く想像力を持たねばならない。もし、そうした人権意識や感覚に根差した想像力を欠くならば、豊かな世界における人権教育、とりわけ「縁遠い世界」の人権問題を取り上げる教育は、ともすると体のよいお題目になりかねない。

他者の「人権」に対する想像力は、誰であれ「自分だけ」で身に付けられるものではないだろう。自分とは異なる存在＝「他者」との関わりの中かで痛みや苦しみを知らされることではじめて、私たちは人権に関する想像力を育むことができる。その意味で、トークセッションのなかで肥下氏、川村氏、土田氏の各人が自らの経験に引きつけて指摘した貧困問題に取り組むうえでの「つながり」の重要性は、人権をめぐる想像力の養成にも同様に当てはまるだろう。つまり、さまざまな人権侵害に直面する当事者たちが、自らの問題解決を模索すると同時に、他者たちが抱える人権問題に対しても「自らのことのように」関心と関与を持つことができはじめて、「万人に平等に」賦与されるべき「権利としての人権」は、それが掲げる理

念に近づくのだ。

そのことを踏まえるならば、「大学における人権教育」が取り組むべき課題のひとつは、自らとは異なる世界に生きる人々の「人権」をめぐる問題状況を学生たちに提起することによって、「他者たちの窮状」を「自己みずからの問題」として想像する力（かりにそれを「人権への感受力」と呼ぼう）を、大学自体がひとつの「場」となって育むことである。言うまでもなく、そこで問われるのは「教えられる」側だけでなく「教える」側も含んだ「わたしたち」ひとり一人の人権との関わり方である。

だが「人権への感受力」を身に付けることは、誰にとっても容易ではない。ともすると痛みや苦しみに対する人の感受性と想像力は大きな広がりを持っているかのように思われがちだ。例えば「日本から遠く離れた地で飢えに苦しむ子供たち」の映像を目にすれば、少なからぬ人々が「かわいそう」や「気の毒に」といった同情の念を抱くだろう。しかし多くの場合、それは他人事として割り切るから可能なのである。「わたしに関わること」とは切り離れた「あの人たちの問題」と位置づけることができるからこそ、他人の窮状への同情や共感はずらの内にさしたる痛みを覚えることなく抱かれる。

それに対して、他者が置かれた状況を「自らのことのように」感受するのは、誰にとっても至難の業であろう。だれしも自ら進んで痛みを覚えようとはしないだろうから。だが、たとえそうであったとしても、人類の歴史において先人たちが闘い取ってきた「権利としての人権」を媒介項として、身の回りの「些細な悩み」と遠くの世界の「深刻な問題」とともに「人が生きていくうえでの根本に関わる問い」として結びつけることを、大学で人権教育に関わるものたちは諦めてはならない。なぜなら、そうした実践はすでに大学以外の

場所で果敢に試みられているのだから。そうであれば、大学に身を置くものたちには、自らが置かれた相対的に恵まれた豊かな日常にたとえ留まるとしても、人権教育を通じて育まれた感受力と想像力をもって「外の世界」との関わり合いを広げていくことが何よりも求められている。

そうした「大学における人権研究」に課された重い課題を踏まえるとき、トークセッションの最後で肥下氏が発した「うちの学校から大学に行くものはほとんどいませんが、今後とも大学との繋がりは大事にしたいと思う」との言葉を、私たちはこれからの活動を通じてきちんと受けとめねばならない。それが出来なければ、本学における「人権教育」もまた、うわべだけの体の良いタテマエに成り果ててしまうだろう。

